

1月から改正マンション建設条例が施行 地域に調和した 良好な住環境の形成を促進

マンション等の建設に関する基本的事項を定めた「江東区マンション等の建設に関する条例」を改正し、令和6年1月1日(月・祝)から施行します。

条例の適用対象範囲が拡大となり、住戸数10戸以上のマンションも対象となるほか、ワンルームマンションへのファミリー住戸の附置義務等が加わります。また、浸水対策や地元町会への工事前の説明に加えて工事完了

時の説明、見やすい管理に関する表示が義務化され、防災や地域コミュニティ等、より地域に調和した良好な住環境の形成を促進します。

政治家の寄附は禁止！ お金のからならない 公正な選挙の実現のために

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体へお金や物を贈ることは、法律で厳しく禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を勧誘したり、求めることも禁止されています。

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体へお金や物を贈ることは、法律で厳しく禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を勧誘したり、求めることも禁止されています。

公正な選挙、お金のからならない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

「寄附が禁止されているもの」
○お歳暮やお年玉、入学祝い、卒業祝い
○病氣見舞い
○開店祝いや落成式の花輪
○お祭り・地域行事やスポーツ大会への寄附や差し入れ
○町内会の集会・旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ

「あいつ」状の禁止
政治家が選挙区内の人に対して、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは、禁止されています。

「後援団体の寄附の禁止」
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に花輪、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、政治家本人と同様に禁止されています。ただし、一定期間を除き、後援団体が自らの設立目的により行う旅行や印刷物の発行等の事業に関して

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ ジェネリック医薬品 差額通知を送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせをお送りします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで流通しています。

医療の質を落とさずに自己負担を軽くするとともに、利用する保険制度全体の医療費を抑えることにもつながりますので、利用をご検討ください。

「対象となる方」
国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病等の医薬品が処方されており、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
※すべての被保険者の皆さんに

「送付時期」
○国民健康保険・毎月下旬
※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。
○後期高齢者医療・12月中旬
「注意事項」
○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。
○症状などにより処方できない場合があります。
○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

「国民健康保険に関するお問い合わせ」
国民健康保険課医療係
☎(3647)8516

「後期高齢者医療に関するお問い合わせ」
東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係
☎(3222)4507

「後援団体の寄附の禁止」
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に花輪、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、政治家本人と同様に禁止されています。ただし、一定期間を除き、後援団体が自らの設立目的により行う旅行や印刷物の発行等の事業に関して

「送付時期」
○国民健康保険・毎月下旬
※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。
○後期高齢者医療・12月中旬
「注意事項」
○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。
○症状などにより処方できない場合があります。
○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

「国民健康保険に関するお問い合わせ」
国民健康保険課医療係
☎(3647)8516

「後期高齢者医療に関するお問い合わせ」
東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係
☎(3222)4507

「送付時期」
○国民健康保険・毎月下旬
※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。
○後期高齢者医療・12月中旬
「注意事項」
○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。
○症状などにより処方できない場合があります。
○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

「国民健康保険に関するお問い合わせ」
国民健康保険課医療係
☎(3647)8516

介護保険料の 納付をお忘れなく 普通徴収の方は便利な口座振替で

年金受給額が年間18万円以上の方は原則特別徴収(年金からの差し引き)での納付となりますが、江東区に転入した方や65歳を迎えた方は、それより半年から1年程度は普通徴収(納付書・口座振替払い)での納付となります。また特別徴収の方でも、年の途中で年間保険料が変更になった場合、普通徴収となる場合があります。

納付書でのお支払いは区役所・金融機関以外に、コンビニ、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ、d払い、au PAY、Jico inでも納付できます。

普通徴収(納付書払い)の方は便利な口座振替で
普通徴収(納付書払い)の方で口座振替をご希望の方は、次の3つの方法で口座登録ができます。

①区ホームページ、二次元コード(スマホのみ)からインターネットでの手続き(24時間可能)

②口座振替依頼書(申請書)と届出印等の照合による手続き
※申請書をお送りしますので、

③ご利用できる金融機関
ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、東京ベイ信用金庫、東京東信用金庫
※一部手続きできないカードもあります。
※過去の未納保険料は口座振替の対象外です。

保険料の納付が困難となった場合には、分割納付や減免等の制度もありますので、早めにご相談ください。

「介護保険課資格係」
☎(3647)9493
FAX(3647)9466

「適切な換気と湿度管理を」
冬場は暖房器具を使用する機会が増えます。暖房器具を使用し、ガスや灯油の燃焼により二酸化炭素等が屋内に放出されると、空気環境が悪くなります。また、室内の空気と外気との温度差が大きくなり、窓や壁が結露しやすくなります。結露による水滴は建材や壁紙を傷め、カビの発生やダニの繁殖の原因にもなります。

室内の空気環境を快適にするために、次のことを行いましょう。

換気をしましょう
○1時間ごとに5分程度、外気を取り込み、室内の空気を入れ換えましょう。このとき、対角の位置にある窓を2か所以上開けて空気の流れを作ると、効率的に換気ができます。

「24時間換気設備」は常時運転させましょう。
○給気口や排気口を塞がないよう、家具を壁から少し離しましょう。

○空気清浄機を使用している時も、外気を取り込むために適

ご連絡ください。
③介護保険課または出張所の窓口でキャッシュカードと暗証番号入力による手続き(ペイジー口座振替サービス)

適切な換気と湿度管理を
湿度を管理しましょう
○快適な湿度の範囲は、40〜70%と言われています。湿度計を使って湿度を確認し、この範囲を保ちましょう。

加湿器を使用する時は、取扱説明書に従って管理しましょう。また、タンク内の水は毎日取り換え、清掃しましょう。

「保健所生活衛生課環境衛生係」
☎(3647)5862
FAX(3615)7171

適切な換気と湿度管理を
湿度を管理しましょう
○快適な湿度の範囲は、40〜70%と言われています。湿度計を使って湿度を確認し、この範囲を保ちましょう。

加湿器を使用する時は、取扱説明書に従って管理しましょう。また、タンク内の水は毎日取り換え、清掃しましょう。

「保健所生活衛生課環境衛生係」
☎(3647)5862
FAX(3615)7171

適切な換気と湿度管理を
湿度を管理しましょう
○快適な湿度の範囲は、40〜70%と言われています。湿度計を使って湿度を確認し、この範囲を保ちましょう。

加湿器を使用する時は、取扱説明書に従って管理しましょう。また、タンク内の水は毎日取り換え、清掃しましょう。

「保健所生活衛生課環境衛生係」
☎(3647)5862
FAX(3615)7171

適切な換気と湿度管理を
湿度を管理しましょう
○快適な湿度の範囲は、40〜70%と言われています。湿度計を使って湿度を確認し、この範囲を保ちましょう。

加湿器を使用する時は、取扱説明書に従って管理しましょう。また、タンク内の水は毎日取り換え、清掃しましょう。

「保健所生活衛生課環境衛生係」
☎(3647)5862
FAX(3615)7171

適切な換気と湿度管理を
湿度を管理しましょう
○快適な湿度の範囲は、40〜70%と言われています。湿度計を使って湿度を確認し、この範囲を保ちましょう。

加湿器を使用する時は、取扱説明書に従って管理しましょう。また、タンク内の水は毎日取り換え、清掃しましょう。

こうとう商店街DEお買い物券+2023
使用期限は12/31(日)まで!

紙商品券・デジタル商品券ともに期限を過ぎると無効となります。返金もできません。
☎こうとう商店街DEお買い物券+2023事務局消費者向けコールセンター☎050-3310-0337
(月~金曜9:30~17:30※祝日・年始を除く)、経済課商業振興係☎3647-9502、FAX3647-8442

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申し込み 問問合先 HPホームページ Eメール